

菊川市水道事業指定給水装置工事事業者の指定変更について

受付場所 菊川市役所水道課（水道事務所内）

提出書類 下記のとおり(変更された日から1ヶ月以内に提出)

記

*代表者変更(個人)

1. 指定給水装置工事事業者 指定事項変更届出書（様式第4）
2. 誓約書（様式第2）
3. 代表者の住民票

*社名変更

1. 指定給水装置工事事業者 指定事項変更届出書（様式第4）
2. 定款・登記簿謄本の写し（コピー可）
[法人でない場合は、代表者の住民票]

*代表者及び社名変更（法人）

1. 指定給水装置工事事業者 指定事項変更届出書（様式第4）
2. 誓約書（様式第2）
3. 定款・登記簿謄本の写し（コピー可）
4. 代表者の住民票
5. 全部履行証明書
6. 菊川市給水装置工事指定事業者証

*店舗住所変更

1. 指定給水装置工事事業者 指定変更届出書（様式第4）
2. 登記簿謄本の写し（コピー可）
3. 店舗位置図

*主任技術者選任・解任

1. 給水装置工事主任技術者選任・解任届出書（様式第3）
2. 免状の写し（選任のみ）